

議 事 内 容

専務理事	第 84 回常設審議委員会の定刻となりました。 はじめに、会長ご挨拶をお願いします。
会長	(挨拶)
議長	それでは、ただいまから第 84 回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本日の出席状況を報告してください。
専務理事	本日は、審議委員の総数 19 名に対し 17 名の出席をいただいております。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
議長	次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
農業会議事務局	(資料 1 により報告)
議長	本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条・2 件、第 5 条・4 件となっております。また、県から農業経営基盤強化促進法に基づく「佐賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の改正案について意見を求められているほか、「地域計画と農地転用について」を議題としています。 どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。
議長	また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
議長	それでは、ただ今から議事に入ります。 議事録署名者として、〇〇市(町)・〇〇委員と〇〇市(町)・〇〇委員をお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
議長	はじめに、農地法第 4 条及び第 5 条の規定による意見聴取に入ります。

一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。

議長 はじめに、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号4-1について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号4-2について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-1について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-2について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-3について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-4について、資料に沿って説明)

議長 農地法第4条関係2件、第5条関係4件について説明がありました。ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請のドッグラン用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	7、8ページの計画図ですけど、ドッグランのスペースに隣接する所に宅地がありますが、この宅地の方はドッグランを申請された方ですか、それとも他人ですか。
〇〇農業委員会	こちらの宅地につきましては、申請人であります〇〇〇〇がお住まいの宅地となっております。
〇〇委員	はい、分かりました。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)
議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	15ページを見ると、今回申請された下の方にこの前申請された所が緑で載っているのですが、この販売状況はどうなんでしょうか。
〇〇農業委員会	令和4年に許可された分で、今土地の造成をしている段階でして、まだ建物が建ってない状況です。

〇〇委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
〇〇委員	農地が残っていますよね。価格が折り合わなかったという所ですが、この排水はどうなるのですか。
〇〇農業委員会	周囲に水路がありまして、そちらに流れていくようになります。東側に水路がありますので、そちらに流れるのかなと思っています。
〇〇委員	12ページの図を見ると、道路で区切られていますが、溝か何かがあるということですか。
〇〇農業委員会	ゼンリンに載っているのは用悪水路で斜めに横断していますけど、ゼンリンには載っていませんが水路がこちらにもあります。その水路には、この住宅の排水は流さないように計画してありますので、純粹に農業用水だけの水路になります。
〇〇委員	用水と排水と兼用した水路があるということですね。
〇〇農業委員会	はい、そうです。
議長	他にございませんか。
〇〇委員	同時利用地が180㎡と記載されていますけど、それはどこにありますか。
〇〇農業委員会	13ページの下の方です。ちょうど市道になっているところで、赤の枠の角のような部分と、14ページの用水路の部分になります。
〇〇委員	ちょっと分かりづらかったもので質問しました。ありがとうございます。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)

議長	それでは、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)
議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇会社申請の資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	21ページの航空写真を見たら左にあるのは太陽光ですよ。そして資材置き場に土砂を持って来られると書いてあるんですけど、夏場なんか雨が全然降らない時にダンプで落としたりとかすると、太陽光パネルに土砂積みが結構流れる可能性があると思うのですが、その辺りはお互いに了解を得られているのでしょうか。
〇〇農業委員会	この太陽光発電の事業者につきましては、今回譲受人になっておられる〇〇〇〇の代表者さんと同じ関連会社の持ち物になっておりますので、そこは問題ないと思っております。
〇〇委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)
議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

- 〇〇委員 農地区分のことですが、普通これを見ただけだったら1種農地に見受けられます。でもよく文面を読んだらなるほどと理解をしましたが、もし今後こういう案件が出たら、この地図に駅から500m以内とか、そういう表記をお願いしたいと思います。自分たちはなかなか駅がどこにあるか分かりづらいものですから、2種農地ということが理解しがたいところがありましたので、今後よろしくお願いします。
- 〇〇農業委員会 ご指摘いただいた件に関しましては、次回の申請から500mの範囲の円を表示したいと思います。24ページの広域図の上の真ん中の辺りがJR〇〇駅になっております。
- 〇〇委員 27ページの上の方の建物のところと所有者は同じですか。
- 〇〇農業委員会 所有者は同じ方です。
- 〇〇委員 隣地の許可をするということになると思うんだけど、先々ここをまた広げるというような計画はあるのですか。
- 〇〇農業委員会 用地を広げるというお話は、今のところ申請者の方からは聞いておりません。
- 議長 他にございませんか。
- 委員一同 (意見・質問等なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 常設審議委員 (全員挙手)
- 議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

- 〇〇委員 譲渡人の〇〇〇〇さんは私の伯母になりますので、外れないといけませんよね。
- 議長 お願いします。
- 〇〇委員 (退席)
- 〇〇委員 31、32 ページにまたがっていますが、下の方の 295 m²、長く川沿いに、しかも排水の方向に沿って帯状に造成をされる計画ですけど、ここは何か不便な感じでこういう土地が売れるのかなと心配がありますが、実際この部分も販売されるという計画なののでしょうか。ここは道路としても使えないような感じがするんですが、いかがですか。
- 〇〇農業委員会 ご指摘の場所は緑地としての整備ですので、宅地として販売の予定ではなくこの地域で暮らす人たちへの緩衝地といいますか、緑地帯としてのお考えです。公園は別にちょうど中央に位置するところに設置されます。
- 〇〇委員 緑地で管理していくということで販売ではないんですか。
- 〇〇農業委員会 宅地としての販売はないです。あくまで開発の一連の中で緑地があるということです。
- 〇〇委員 後々例えば共用の道路であっても周りの緩衝地であっても、最終的に10年20年経って買った人の次の世代になったときに、誰が管理するのってということです。問題が生じますので、事業主さんがある程度、20年はそこを管理するとかですね。そういったところまで注意いただく必要があるんじゃないかなと思いましたので。
- 〇〇農業委員会 分かりました。ありがとうございます。ただ、この33ページの航空写真を見ていただくと、申請地の南西の方に農地の広がりがあるんですけども、その開発も考えられているのかなという印象を担当としては持っております。
- 〇〇委員 今質問された295 m²ですが、これは誰が当面の間管理をされますか。それとこの全体の土地を踏まえた価格になると思います。295 m²をこの人たちが分担して払うというような形にならないでしょうか。金額的にはこれを含めた売買という形になると思うのですが。

〇〇農業委員会 そうなると予想されます。

〇〇委員 そこら辺をこの買い手の方に明確にされているかどうかということですね。それと、今言うように管理をする人が誰か、この事業者さんが管理するなら別として、町に寄与するということであればまあいいかなと思うんですけど、そこら辺を明確にしてもらいたいと思います。

〇〇農業委員会 ここでこの区画を買われる人たち、生活される人たちで管理をされるのかなという認識を持っておりましたが、そのところは業者の方に確認をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

〇〇委員 公園と緑地帯というのは意味が違いますので、そこら辺をしっかりと審議をしてもらわないといけないかなと思います。

〇〇農業委員会 分かりました。

議長 この件は後もって、来月でもいいですので常設審議委員会に報告をしていただくようにお願いします。

〇〇農業委員会 はい、分かりました。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

〇〇委員 (着席)

議長 以上、本日意見を求められた農地法第4条関係2件、第5条関係4件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。

議長 続きます、農業経営基盤強化促進法に基づく「佐賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の改正案に対する意見聴取に入ります。県農業経営課より説明をお願いします。

県農業経営課 (資料により説明)

議長 皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員 確認ですが、利用権設定が今は市町で行っているところを、公社の方に一括して行うように改正があったということですね。その場合に、市町がこれを行わないというということになるのですか。

県農業経営課 基盤法の改正が行われまして、利用権設定の促進事業が機構法の方に移りまして、機構の方で貸借は行われるようになっていくんですけども、法施行後2年間、令和6年度までに各地域で地域計画を作ってくださいということになります。地域計画が策定されたところから公社を通じた権利設定に移っていくということになりますので、その間は五月雨で市町の方の利用権設定促進事業も回していただくということになります。併せて、これは今から公社、会議、市町農業委員会、農政課も含めてしっかり話していかないといけないんですけども、権利設定が全て公社の方に集中してしまうと、公社の方でもその管理というのは非常に難しくなっていきます。法の中では、市町、農業委員会の協力のもとに権利設定をしっかり推進していくと規定されておりますので、その辺の役割分担を担当者会等を開いて明確にできればなどに思っております。

〇〇委員 そうすると地域計画を作成し、できた地域計画について公社を通して利用権設定をやっていきましようという認識でいいですね。

県農業経営課 そうですね。

〇〇委員 そしたら現在10年とかの利用権設定をやっていますよね。地域計画ができた地域は解約して、また公社へ置き換えるという手続きになるのですか。

県農業経営課 解約自体はその時点で行うという手続きは不要です。期限が切れるまではその契約が生きているという形です。

〇〇委員 はい、ありがとうございます。もう一点、多様な担い手っていう表示がされてますけど、今度下限面積が撤廃されて、ごく小規模の農地取得をする方たちも担い手という位置付けになるのですか。

県農業経営課 国の方からは、担い手の定義を明確に広げますというところは、まだきちんとしたものをもっているところではないと考えております。おっしゃったとおり下限面積も撤廃されるということで、そういったご相談は今後増えてくるかなと思っています。こちらの基本方針の方には、そういった多様な担い手の確保育成についてもしっかりと盛り込むことということで国の方からご指導をいただいています。さが園芸 888 運動の中で、人・農地プランを実際に作っていただいた中で、どうしても地域で空白地帯が出てしまうようなところ、地域では利用が難しいようなところは、多様な担い手の一つとして、今現在は企業法人の参入の推進からやっていきたいというところで考えております。小規模のところを担い手として扱っていくのかというのは国の施策も見ながら対応させていただければと思っております。

〇〇委員 そしてもう一つ、企業法人の参入という言葉が使われてますけど、企業法人が農地を取得して参入することについては、取締役は何人置かなければならないとか常時農業に従事する人がいなくてはいけないとかいろいろ条件があると思うんですよね。それで、ただ単純に法人の参入っていう答え方で、私としては危ないんじゃないかなという懸念もあります。企業法人参入と書いてあるじゃないかというようなことで、いろんな企業がこれから農業にチャレンジする形をとって用地取得して、乱開発、そういう基礎になりはしないかなという懸念がある訳なんですけど、そこら辺について県の担当としてはどういった認識をお持ちなのでしょうか。

県農業経営課 県庁の農業経営課と農地整備課との方で、本年度4月から企業法人参入推進チームといったものを立ち上げて、先程申しましたけれども人・農地プラン作りとかでどうしても地域で担い手が不足するような恐れがあるところについては、県も今まで10年以上前から、県外から企業さんからのご相談とかも受けているところでして、そういったところをマッチングがどういう形かできないかなということで今取り組みを進めさせていただいております。そういった中で、養父市の事例ではないんですけれども、他の県でも外国資本がギリギリまで入っているところが適格法人として農地を所有して、その後本当に大丈夫かどうかというところは、確かに私も担当している中で、その確約というのは取れていない

というところがございます。今現在具体的な対応方策を私たち自身も持ち得ていないところではあるんですけども、県内の方でも、49%ギリギリまで香港の資本が入っているようなところが実際入っていますので、その辺の事例と、県の整備事業をするときの要件であるとか、今でも県単事業をするときの事業所をどういうふうに構えるかとか、そういったところを気をつけておりますので、今現在は子会社親会社の方も、完全子会社で国内資本なのかどうなのかということも少し見ながら、一步一步事例を個別に見ながら進めていかざるを得ないのかなということころです。

〇〇委員

ややもすれば国土防衛に関わるような問題ですので、そこら辺は是非国の方にも上げていただきたい。あちこちで中国の企業は山や農地を乱開発して取得していて、沖縄でも普通にあっていいようですね。そうなりかねない心配があるんだから、その企業法人さんについてはきっちり内規なり補足的な取り扱いについては是非決めていただくようにしておかないと、今まで行政が日本の農業に対していろんなことをやってきたにも関わらず、食料自給率も伸びない、生産者も辞めていくという状況でもう破れかぶれみたいな感じで相手を位置づけてこうしているような感じもするので、そこら辺は県の所管の方にもこういう意見があるということをきっちり伝えてもらいたいと思います。

県農業経営課

ありがとうございます。

委員

これはもう確定したものですか。まだ文言を付け加えるようなこともできるのですか。

県農業経営課

基本的な形はこれで確定をさせていただければなというふうに考えておりますけれども、ご意見いただければ反映できるところは対応させていただければと思っております。

委員

この中で担い手が入っているのはいいことだと思うんだけど、今僕たちが問題にしてるのは肥料高騰対策、それと県内の畜産農家で堆肥を肥料化してそれを有効に利用するっていうような、今から先にしなければならぬ部分というのがあんまり反映されてないような感じがします。要はこれは計画なんだから、先のことを見込んで作るんですよ。あなたが作ったのは今の現状に変えてこの数字を変えたような感じがしてならない。本当にまた農業をどうするのっていうときに、新しい企業を作るとか畜産の部分で作るとか、流通まで考えるといろんな宿題が出て

くと思うんですけど、そこら辺のことは何ら入ってないなと思いました。

県農業経営課

ありがとうございます。定松先生がご指摘いただいた件は、食と農の振興計画 2023 の方でも先生の方にご審議いただいているところです。そちらの方にはご指摘いただいた肥料高騰対策であるとか堆肥の積極的な利用も含めて記載をしていこうと思っておりますので、そちらの方と内容を合わせて修正をさせていただければと思います。

〇〇委員

専業従事者の所得が 430 万円とありますが、奥さんまで付随すると 600 万円ぐらい上げないといけない形になってきます。それが今の現状の中で本当にできるか。米の価格がどんどん上がっていけばいいですが、一番問題なのは、こっちの方が値段を決められないこと。だから所得がなかなか安定しない。それにさっきお話されたように肥料関係がかなり上がっていて、農機具関係も半導体不足で軒並み上がってきました。だから本当にそれだけの収入を上げるにはどうするか。作る面積を増やせば増えるほど、収入が上がるという話じゃありません。あともう一つ考えてもらいたいのは、例えば玉葱なりキャベツなり、加工とかいろんな形で今やっています。ところが 2 級品はなかなか売れません。だからそういう 2 級品の活用、加工の開発支援をしてほしいと思います。

議長

他にございませんか。

常設審議委員

(意見・質問等なし)

農業会議事務局

次に、「地域計画と農地転用」について、事務局よりお願いします。

議長

(資料 2 により説明)

農業会議事務局

最後に、その他の項目について、事務局よりお願いします。

議長

(資料 3 により説明。)

〇〇委員

それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

皆さま、お疲れさまでした。

今回は 4 月 17 日となりますので、ご予約をお願いします。

15 時 10 分